

群馬県立女子大学文学部転入学及び編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第37条第2項に規定する文学部に係る転入学及び編入学について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 転入学及び編入学の定員は、一般選抜及び社会人選抜を合わせて、国文学科、英米文化学科、美学美術史学科、及び総合教養学科いずれも若干名とする。

(志願者の募集)

第3条 転入学及び編入学の志願者の募集は、転入学及び編入学の定員により行うものとする。

(出願資格)

第4条 一般選抜に出願できる者は、それぞれ次の各号に該当する女子とする。

- (1) 4年制大学に2年以上（休学期間を除く。）在学し、62単位以上修得した者又は本学に入学しようとする年度の前年度末月までにこれに該当する見込みである者（「見込み」については以下同じ）
- (2) 4年制大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (3) 短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (4) 高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (5) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は学位を授与される見込みの者
- (6) 学校教育法第132条の規定により、専修学校の専門課程を修了した者又は修了見込みの者
- (7) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者又は修了見込みの者
- (8) 学校教育法第58条の2の規定により、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込みの者

2 社会人選抜に出願できる者は、本学に入学しようとする年度の前年度末日の時点で社会人としての経験を1年以上有し、それぞれ次の各号に該当する女子とする。

- (1) 4年制大学を卒業した者又は4年制大学に2年以上在籍し、62単位以上修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 学校教育法第132条の規定により、専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程に

よる学校教育の期間を含む。)を修了した者

- (6) 学校教育法第 58 条の 2 の規定により、高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(入学年次)

第 5 条 転入学及び編入学の年次は、第 3 年次とし、その時期は 4 月とする。

(在学期間等)

第 6 条 転入学又は編入学を許可された者の在学期間は、2 年以上で 4 年を超えることが出来ない。ただし、学則第 20 条の規定により計画的な教育課程の履修を認められた者については、6 年を超えることができない。

- 2 転入学又は編入学を許可された者の休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(出願手続)

第 7 条 一般選抜及び社会人選抜に出願しようとする者は、次の各号に掲げる書類に入学試験料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 志望理由書
- (3) 卒業証明書・卒業見込証明書・在学証明書・退学証明書のいずれか該当するもの（出身大学等の学長の発行したもの）
- (4) 成績証明書（出身大学等の学長の発行したもの）
- (5) 写真（出願 3 か月以内に撮影したもの）
- (6) その他本学が必要と認めるもの

(選考)

第 8 条 転入学及び編入学の選考は、学力試験、書類審査（単位認定審査を含む。）及び面接により、教授会の委任を受けて関係教員が行う。

(入学許可)

第 9 条 転入学及び編入学の許可は、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

(科目等履修生の修得単位の認定)

第 10 条 本学に転入学及び編入学した者が入学前に学則第 41 条の科目等履修生として修得した単位は、本学の教養教育科目の単位、専門教育科目の単位、教職に関する科目の単位、博物館に関する科目の単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。

(既修得単位の認定)

第11条 既修得単位の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。

2 前項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する事項は別に定める。

(規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、転入学及び編入学の入学生について準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、入学試験委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学文学部転入学及び編入学規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和3年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。